

第 1 2 号議案

ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会条例及びふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例

(ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 1 条 ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 3 条第 2 項及びふじみ野市個人情報保護条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 9 号）第 2 1 条第 2 項の規定に基づく」を「第 1 4 条第 2 項、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 5 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項及びふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例（令和 5 年ふじみ野市条例第 号）第 4 6 条の規定による」に改める。

第 6 条第 1 項中「招集し、会議の議長となる」を「招集する」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 会長は、会議の議長となる。

第 7 条第 1 項中「実施機関」の次に「（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。以下同じ。）」を加える。

(ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

第 2 条 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及びふじみ野市個人情報保護条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 9 号。次条において「保護条例」という。）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及びふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例（令和 5 年ふじみ野市条例第 号。次条において「議会個人情報保護条例」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

審議会は、公開条例第 1 8 条第 2 項、ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年ふじみ野市条例第 2 6 号）第 8 条及び議会個人情報保護条例第 5 1 条の規定による諮問に応じて審議し、答申する。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 6 条第 1 項中「招集し、会議の議長となる」を「招集する」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 会長は、会議の議長となる。

第 7 条中「関係実施機関」を「実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業

管理者及び議会をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会条例及びふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。